

防府市市道等道路反射鏡設置要綱

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市道路線及び交差点等における交通の安全を図るため、道路反射鏡の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「道路反射鏡」とは、道路法施行令第34条の3第4号に規定する他の車両又は歩行者を確認するためのものをいう。
- (2) 「公道」とは、道路法第3条に規定する一般国道、県道及び市道をいう。
- (3) 「私道」とは、公衆用道路（地目は問わないが、現に道路として使用され道路形態があること。）、帰属道路、法定外公共物（農道、林道又はこれに準ずる道路を除く。以下同じ。）をいう。
- (4) 「公有地」とは、国有地、県有地、市有地及び法定外公共物をいう。

(設置基準)

第3条 道路反射鏡は、次の各号のいずれかに該当する場所に設置することができる。

- (1) 道路の屈曲部又は曲線部において、視距が短く危険が予想される場所
- (2) 信号機が設置されていない交差点で左右の見通し又は片方の見通しが悪い場所
- (3) その他著しく進行方向の見通しが悪く、かつ危険な場所

2 道路反射鏡は、前項第2号に該当する場所にあつては、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道と公道の交差部
- (2) 市道と私道との交差部

次の条件を満たす公共性のある道路に限る。

ア 沿線に5戸以上あり車両の出入りがあること。ただし、歩道がなく歩行者の多い通学路等、特に危険性が高いと判断される場所については、

2戸以上とする。なお、集合住宅・借家・貸駐車場等（商業施設及び工業施設は除く。）は各戸を1戸として取り扱う。

イ 私道の道路幅員は2.5m以上とする。

(3) 市道と農道との交差部

次の条件を満たす公共性のある道路に限る。

ア 一般の通行が見込まれ、通り抜けができる道路であること。

イ 農道の道路幅員は2.5m以上とする。

(4) 市道と開発道路との交差部

都市計画法第32条の協議の中で必要に応じて設置するよう指導する。

(5) その他

公共性の高い施設に接続する道路等で、市長が特に必要と認める箇所。

(設置場所)

第4条 道路反射鏡は、次の各号のいずれかに該当する場所に設置することができる。

(1) 市道路線

(2) 市道路線に隣接する市有地及び公有地

(設置方法)

第5条 道路反射鏡の設置方法は、独立式、ベースプレート式又は共架式とする。

(申請)

第6条 道路反射鏡の設置を要望しようとする自治会長（以下「申請者」という。）は、要望書（様式第1号）に隣接者の同意を得た上で、位置図を添付し、市長に提出しなければならない。

(設置決定)

第7条 市長は、前条の要望書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、道路反射鏡を設置することが適当であると認めたときは、道路反射鏡の設置を決定し、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(撤去及び移設)

第8条 市長は、道路環境の変化等により、設置した道路反射鏡が設置基準に該当しないと認めるときは、道路反射鏡を撤去するものとする。

2 道路反射鏡の移設を希望するものは、市と協議のうえ、市長の承認を得て、当該移設を希望するものの費用負担により移設を行うことができる。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、市が当該移設を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

要 望 書

(カーブミラーの設置について)

(宛先) 防府市長

標記の件について、交通量の増加に伴い、付近住民の生活に大変支障を来しております。

つきましては、安全確保のため、カーブミラーを設置して下さるよう要望いたします。

なお、設置位置の隣接関係者には同意を得ておりますので申し添えます。

年 月 日

代表者 (自治会長)

隣接者 (同意者)

印

印